



交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

平成30年6月21日
警察本部交通部
交通総合対策センター

⚠️もしかしたら、知らずに・・・ 無免許運転をしていませんか?



準中型免許保有者が中型自動車を運転した場合は、いわゆる種別外無免許運転として、「無免許運転」となります。

無免許運転にならないための確認ポイント

- ① 必ず**運転免許証**と**自動車検査証**を確認し、運転可能な車種であるか確認すること。
- ② 運転可能な車種は、**車両総重量**と**最大積載量**と**乗車定員**の3点で判断すること。
- ③ 8トン限定中型免許や5トン限定準中型免許の免許条件は、**車両総重量**についてのものであり、**最大積載量**や**乗車定員**については別途条件があること。
- ④ 運転免許証の**交付年月日**を確認し、保有する運転免許区分を確認すること。

運転可能車種 免許区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型免許	11t以上	6.5t以上	30人以上
中型免許	11t未満	6.5t未満	11人以上 29人以下
8t限定中型免許 (平成19年6月1日以前 に取得した普通免許)	8t未満	5t未満	10人以下
準中型免許 (平成29年3月12日以降 に取得した準中型免許)	7.5t未満	4.5t未満	
5t限定準中型免許 (平成19年6月2日～ 平成29年3月11日 に取得した普通免許)	5t未満	3t未満	
普通免許 (平成29年3月12日以降 に取得した普通免許)	3.5t未満	2t未満	